

# 厚木市立老人憩の家の利用基準及び注意事項

## 1 利用基準

各地域における高齢者の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流の促進を目的に施設を利用する場合

## 2 利用申込みの方法

利用の申込みは、各施設の利用簿等に記入してください。

## 3 利用上の注意

- (1) 利用目的以外の目的に施設を利用しないでください。
- (2) 許可なく建物にはり紙を張らないでください。また、釘類を打ち込まないでください。
- (3) 物品を販売し、又は金品の寄附募集を行わないでください。
- (4) 危険物又は不潔な物品を持ち込まないでください。
- (5) 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- (6) 関係職員の指示に従ってください。

## 4 その他注意事項

施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちにその旨及び理由を指定管理者に届け出て、その指示を受けてください。

## 5 開館時間

午前9時から午後9時まで

## 6 休館日

休館日なし

## 7 施設の利用に関する問い合わせ先

厚木市市民福祉部福祉総合支援課  
電話 046-225-2220